

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	117 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	115 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

岐阜国民年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年12月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から49年3月まで
最初は国民年金に加入していなかったが、結婚後、夫に頼んで60歳になったら年金を受給できるように遡って加入し、保険料を納付してもらったはずだ。60歳になり受給資格ができたと思っていたが、納付済期間が不足していると言われたので、加入手続の際、年金を受給できるよう遡って納付したと説明したが、記録が無いと言われ、仕方なく分割で納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市の被保険者名簿によると、申立人は昭和50年9月に国民年金の加入手続をした際に、45年10月まで遡って資格取得しており、これはその後60歳まで納付した場合、年金受給に最低必要な300か月を満たすこととなる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は第2回特例納付が実施されていた昭和50年9月に払い出されており、申立人はその時点で特例納付しないと60歳まで納付しても受給権が得られない年齢であるにもかかわらず、昭和49年度の保険料を51年7月12日に過年度納付して、その後60歳に到達するまで国民年金保険料を納付しており、年金受給資格を満たせない申立人が保険料を納付し続けることは考え難いことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられず、信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその夫は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から全ての期間の国民年金保険料を納付していることから、国民年金制度への関心があり、国民年金保険料を積極的に納付しようとする姿勢がうかがわれる。

加えて、申立人及びその夫は、当時薬局を営んでいたことから申立期間の保険料を納付する資力は十分にあったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月及び同年11月については、厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月
② 昭和 63 年 6 月

A 村（現在は、B 市）役場から過去の未納分があると言われ、その時の保険料と過去の未納分を併せて 2 か月分を毎月納めていた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2 か月と短期間であり、申立期間以外は全て納付済みである。

また、オンライン記録によると、昭和 62 年度及び 63 年度は、申立期間の前後も含めて過年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張に不合理な点は見当たらない上、申立期間の保険料も現年度保険料と併せて納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①の直前の昭和 63 年 2 月及び同年 3 月は、記録上未納とされていたが、A 村の被保険者名簿で納付が確認できたことにより、記録訂正されていることから、当時の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月21日から同年11月1日まで

昭和59年5月21日から平成7年11月1日までA社で勤務した。同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和59年11月1日であるが、同日以前に入社した同僚の給与明細書により入社当初からの保険料控除が確認でき、当該同僚の年金記録が回復されたとの案内を事業所から受け取った。私の場合も同様であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「同僚の給与明細書により、入社月から保険料控除が確認できるため、新規適用と同時に資格取得している申立人を含む3人についても入社時から保険料を控除していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和59年11月1日の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、商業登記簿謄本により昭和59年3月1日に法人として登記されていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）の記録によれば、同社は同年11月1日から社会保険の適用事業所となっており、それ以前の申立てに係る期間については、適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、B社から分離独立した会社で、設立時に数十人の従業員を同社から出向させた

と証言していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月21日から同年11月1日まで

昭和59年5月21日から62年9月20日までA社で勤務した。同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは59年11月1日であるが、同日以前に入社した同僚の給与明細書により入社当初からの保険料控除が確認でき、当該同僚の年金記録が回復されたとの案内を事業所から受け取った。私の場合も同様であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「同僚の給与明細書により、入社月から保険料控除が確認できるため、新規適用と同時に資格取得している申立人を含む3人についても入社時から保険料を控除していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和59年11月1日の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、商業登記簿謄本により昭和59年3月1日に法人として登記されていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）の記録によれば、同社は同年11月1日から社会保険の適用事業所となっており、それ以前の申立てに係る期間については、適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、B社から分離独立した会社で、設立時に数十人の従業員を同社から出向させた

と証言していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜厚生年金 事案 1836～1946（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月20日

A社から支給された平成16年7月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与一覧表から、申立人は、申立期間において〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 111 件（別添一覧表参照）

別添

一 覧 表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	標準賞与額
1836			男	昭和43年生		30万 3,000円
1837			男	昭和17年生		4万 5,000円
1838			女	昭和20年生		2万 2,000円
1839			女	昭和31年生		21万 1,000円
1840			男	昭和47年生		36万 4,000円
1841			男	昭和48年生		29万 7,000円
1842			女	昭和40年生		3万 3,000円
1843			女	昭和24年生		23万 7,000円
1844			女	昭和20年生		23万 7,000円
1845			男	昭和24年生		22万 4,000円
1846			女	昭和24年生		3万 9,000円
1847			女	昭和25年生		3万 3,000円
1848			女	昭和59年生		20万 3,000円
1849			女	昭和53年生		2万 6,000円
1850			男	昭和23年生		24万 9,000円
1851			男	昭和33年生		24万 8,000円
1852			女	昭和27年生		4万 円
1853			男	昭和29年生		26万 円
1854			女	昭和24年生		3万 8,000円
1855			女	昭和23年生		3万 9,000円
1856			女	昭和46年生		3万 3,000円
1857			女	昭和60年生		6万 1,000円
1858			女	昭和23年生		20万 2,000円
1859			女	昭和27年生		7万 3,000円
1860			男	昭和29年生		26万 4,000円
1861			女	昭和27年生		8万 1,000円
1862			女	昭和24年生		3万 4,000円
1863			女	昭和25年生		4万 2,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	標準賞与額
1864			女	昭和41年生		3万 4,000円
1865			女	昭和58年生		22万 1,000円
1866			女	昭和23年生		3万 4,000円
1867			男	昭和54年生		18万 6,000円
1868			女	昭和39年生		2万 8,000円
1869			男	昭和18年生		7万 1,000円
1870			女	昭和47年生		2万 7,000円
1871			女	昭和37年生		2万 円
1872			女	昭和33年生		1万 6,000円
1873			女	昭和12年生		3万 2,000円
1874			女	昭和59年生		20万 3,000円
1875			女	昭和33年生		2万 5,000円
1876			女	昭和21年生		3万 2,000円
1877			女	昭和29年生		3万 4,000円
1878			女	昭和28年生		3万 2,000円
1879			男	昭和52年生		1万 7,000円
1880			男	昭和50年生		27万 円
1881			女	昭和56年生		2万 8,000円
1882			男	昭和57年生		6万 3,000円
1883			女	昭和24年生		3万 3,000円
1884			女	昭和32年生		4万 1,000円
1885			男	昭和52年生		20万 6,000円
1886			男	昭和53年生		30万 3,000円
1887			男	昭和20年生		22万 7,000円
1888			女	昭和46年生		14万 2,000円
1889			女	昭和23年生		4万 8,000円
1890			女	昭和14年生		3万 7,000円
1891			女	昭和40年生		3万 3,000円
1892			男	昭和20年生		22万 4,000円
1893			女	昭和20年生		19万 5,000円
1894			男	昭和21年生		22万 8,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	標準賞与額
1895			男	昭和24年生		22万 4,000円
1896			女	昭和22年生		25万 4,000円
1897			女	昭和21年生		21万 1,000円
1898			女	昭和24年生		24万 2,000円
1899			女	昭和21年生		12万 8,000円
1900			男	昭和22年生		16万 8,000円
1901			男	昭和20年生		26万 4,000円
1902			男	昭和23年生		20万 6,000円
1903			男	昭和20年生		30万 7,000円
1904			女	昭和20年生		19万 3,000円
1905			女	昭和56年生		3万 9,000円
1906			女	昭和21年生		18万 5,000円
1907			男	昭和21年生		31万 1,000円
1908			男	昭和14年生		7万 3,000円
1909			男	昭和24年生		31万 5,000円
1910			女	昭和51年生		3万 3,000円
1911			女	昭和27年生		2万 6,000円
1912			男	昭和20年生		24万 6,000円
1913			男	昭和54年生		20万 8,000円
1914			男	昭和52年生		20万 7,000円
1915			女	昭和27年生		3万 1,000円
1916			女	昭和23年生		3万 3,000円
1917			女	昭和23年生		1万 9,000円
1918			男	昭和34年生		24万 8,000円
1919			男	昭和20年生		45万 9,000円
1920			男	昭和22年生		29万 6,000円
1921			男	昭和20年生		26万 1,000円
1922			女	昭和20年生		22万 8,000円
1923			女	昭和21年生		19万 5,000円
1924			女	昭和21年生		22万 7,000円
1925			女	昭和22年生		18万 5,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	標準賞与額
1926			女	昭和22年生		22万 5,000円
1927			男	昭和24年生		39万 8,000円
1928			男	昭和24年生		34万 1,000円
1929			男	昭和23年生		26万 9,000円
1930			男	昭和22年生		27万 7,000円
1931			男	昭和24年生		22万 1,000円
1932			男	昭和19年生		29万 6,000円
1933			女	昭和42年生		27万 円
1934			女	昭和24年生		22万 円
1935			男	昭和23年生		28万 7,000円
1936			女	昭和24年生		22万 円
1937			女	昭和32年生		4万 6,000円
1938			女	昭和12年生		16万 5,000円
1939			女	昭和24年生		21万 7,000円
1940			女	昭和36年生		3万 3,000円
1941			女	昭和49年生		28万 円
1942			女	昭和39年生		3万 9,000円
1943			女	昭和33年生		3万 3,000円
1944			女	昭和37年生		2万 3,000円
1945			女	昭和47年生		3万 2,000円
1946			男	昭和40年生		24万 6,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

平成15年の賞与から厚生年金保険料は控除されていたが、厚生年金基金とは別の用紙で届出をするため、基金の方には提出したものの、社会保険事務所(当時)への届出が漏れてしまった。そのため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。年金給付が受けられるように記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与の給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人のA社における賞与の給料支払明細書の賞与支払額から、35万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

平成15年の賞与から厚生年金保険料は控除されていたが、厚生年金基金とは別の用紙で届出をするため、基金の方には提出したものの、社会保険事務所（当時）への届出が漏れてしまった。そのため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。年金給付が受けられるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与の給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人のA社における賞与の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、30万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主

が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から51年7月までの期間及び58年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から48年9月まで
② 昭和48年10月から49年6月まで
③ 昭和49年7月から51年7月まで
④ 昭和58年5月から61年3月まで

申立期間①については、実家のA市で父親が、申立期間②については、婚姻後のB市で自分が、申立期間③については、C市で自分が加入手続きして納付していたはずである。申立期間④については、資格喪失の手続きをした記憶も無く、夫の給与から天引きで夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

申立期間②については、申立人はD県B市で自ら保険料を納付したと主張しているが、申立人の記憶は曖昧であり、保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないことから、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人はE県C市で加入手続きして保険料を納付したと主張しているが、同県同市の被保険者名簿では昭和51年8月5日に任意加入していることが確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間と考えられ、申立人に対して、保険料の徴収は行われなかったものと推認できる。

申立期間④については、F市の国民年金印紙検認状況表及び申立人が所持する年金手帳に「昭和58年5月24日資格喪失」と記載されていることから、当該期間は保険料を納付できなかったものと推定され、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から 62 年 9 月までの期間及び 63 年 4 月から平成元年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から 62 年 9 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 7 月まで

会社を退職後、夫が私の国民年金の加入手続をした。保険料は納付書が届くとすぐに夫にお金を渡し、夫が A 市役所内の B 銀行で納めていた。自分の性格及び当時の経済状態から考えて、保険料を納め忘れたとは考えられないため、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、昭和 61 年に申立人が会社を退職してすぐに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 10 月に国民年金第 3 号被保険者として払い出されている上、申立人は別の年金手帳の交付を受けたことは無いとしており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①については、平成元年 10 月及び 20 年 1 月の記録訂正により国民年金の加入期間となったものであり、申立期間当時は国民年金に未加入であったことから、申立人に対して A 市役所による保険料の徴収は無かったものと考えられる上、前述の記録訂正が行われた時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であることから、社会保険事務所（当時）による過年度納付書の発行も無かったものと考えられる。

さらに、申立人は納付書が届けば必ず納付していたと主張するのみで、国民年金の加入手続や保険料の納付状況等についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 913 (事案 428 及び 849 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 51 年 3 月まで
昭和 46 年(27 歳)に 20 歳まで遡って国民年金保険料を納付できるという通知があり、A 市 B 区役所に 7 年分の保険料を一括納付した。その後は、納付書により、きちんと保険料を納めている。申立期間が未納になっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和 46 年に 20 歳まで遡って国民年金に加入し、20 歳からの 7 年分の未納保険料を一括して B 区役所で納付し、その後は定期的に郵便局で納付したと主張しているところ、同区役所では特例納付の収納業務を行っていなかった上、A 市が納付書方式を導入したのは昭和 50 年度以降であることから、申立内容に不合理な点も見受けられるとして、既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知(平成 21 年 1 月 29 日付け及び 22 年 9 月 9 日付け)が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等は提出しておらず、前回の決定に納得できないこと、平成 13 年に C 市役所から送付された通知で未納を知り、当時から納付記録の確認を依頼していたこと、及び第 3 号被保険者制度が始まった昭和 61 年頃社会保険労務士事務所へ古い年金手帳を提出したが、その後その古い年金手帳は戻って来なかったことを主張するのみで、申立期間について納付をうかがわせる新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から50年4月まで
20歳になった昭和42年*月頃母親が加入手続きを行い、祖母が保険料を納付してくれたはずだ。申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和42年*月頃に加入手続きを行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は50年6月頃に払い出され、同年5月に任意加入者として資格取得されている上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の加入手続きは当該時期に行われたものと考えられ、その時点では、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であり、申立人に対して保険料の徴収は無かったものと考えられる。

また、申立人の母親及び祖母は既に亡くなっており、申立人及びその夫も申立期間当時の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月、同年3月及び63年8月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年2月及び同年3月
② 昭和63年8月から平成元年3月まで

時期は定かでないが、父親がA市役所で国民年金の加入手続をし、金融機関で保険料を納付してくれたはずである。申立期間が未納、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父親の証言が得られないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年8月頃に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃に行われたと推認でき、その時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1949 (事案 138、414、721 の再々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月から36年10月まで

申立期間において、A社の正社員として輸送用道路、本体工事、博物館の敷地工事等に携わり、退職時に年金手帳を受け取り、次に勤務したB社に預けた。

第三者委員会の判断に納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の同僚に係る記憶が曖昧で証言を得ることができないこと、及び社会保険事務所(当時)の記録によると申立期間について申立人の記録が確認できないなど申立事業所が厚生年金保険被保険者資格の取得届出を行った事情がうかがえないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人は、A社の後に勤務したB社の社長が申立人の厚生年金保険被保険者証を預かったとしているが、同社社長は同被保険者証を確認していないと証言しているなど、当該証言の事実を確認することができないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る再々申立てについては、申立人から新たに保険料控除を示す資料の提出は無く、申立人はA社の就業規則及び従業員名簿の存在の調査を求めたが、同社を継承するC社から当時の社員名簿及び資料等は無い旨回答を得ており、そのほかに前回までの委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年4月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から新たに保険料控除を示す資料の提出は無く、当委員会の判断に納得できないとして調査を求めている。

今回、これまで申立人が主張している建設等に関する状況について、当時、A社D出張所で勤務していた複数の元同僚から聴取したところ、i) 申立人が勤務していたと主張している期間のうち、昭和29年以前において同社は関連工事を行っていない、ii) 申立人が建設に関連して携わったと主張している複数の工事の一部について、同社は工事を行っていない、iii) 申立人が同社D出張所の当時の上司と供述している者は、同出張所には勤務していないと証言している上、これらの同僚は、申立人がA社の正社員としてD出張所で勤務していた記憶は無いと証言している。

さらに、申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間後に勤務したB社の元社長から、会社を畳むときに申立人の厚生年金保険被保険者証が見つかったことを聞いたと主張しているところ、同社の元社長は、申立人が主張している説明はしていないと証言している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月から 3 年 9 月まで
平成 2 年 10 月から 3 年 9 月までの標準報酬月額が記録は 22 万円となっているが、私の記憶と給料額を記載したメモから 24 万円だと思う。標準報酬月額の記録を 22 万円から 24 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された月額収入のメモにより、申立人は申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬を得ていたと申し立てている。

しかしながら、事業主から提出された報酬月額を記載したノートによると、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

また、申立人から提出された平成 2 年及び 3 年分の給与所得の源泉徴収票から算出できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致している。

さらに、オンライン記録によると、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらず、このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1951 (事案 175 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 29 日から 33 年 5 月 10 日まで
② 昭和 33 年 11 月 25 日から 36 年 1 月 5 日まで
③ 昭和 38 年 9 月 29 日から 46 年 9 月 10 日まで

A市のB社に2度にわたり勤務していた期間のうち、昭和33年11月25日から36年1月5日までの期間及び38年9月29日から46年9月10日までの期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いので被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、非あっせんの通知をもらった。しかし、学校卒業後に勤務したC社を退職した直後、実家のB社に入社したので、32年6月29日から33年5月10日までを申立期間に追加した上で、会社で同僚と一緒に撮った写真が見つかり、子どもが受診した病院の名前、り災証明書で会社の火災は44年1月*日だったことが分かったので、再度調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和33年12月12日に厚生年金保険被保険者資格喪失の受付がされ、健康保険被保険者証が返納されていることが確認できること、申立期間③については、上記名簿に申立人の記録は無く、健康保険被保険者番号は連番となっており欠番が無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難いこと、また、両申立期間に係る事業主の在職証明書が提出されたものの、記載内容を裏付ける関連資料が無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B社の入社日は昭和32年6月29日であったとして、同日から33年5月10日までの期間を申立てに追加するとともに、新たに当時の写真、子どもが受診した病院名、事業所のり災証明書を提出し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

申立期間①について、申立人は、学校卒業後に勤務したC社を退職後、実家のB社に入社し、厚生年金保険に加入したと主張している。

しかしながら、当時B社で勤務していた同僚は、死亡又は連絡先が不明である上、同社の事業主だった申立人の父親も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言が得られない。

また、B社の代表取締役だった申立人の父親は同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年6月1日から2年2か月後の30年8月1日に、申立人が中学生であった同年頃から同社で勤務していたと記憶する5歳年上の兄は33年1月1日に、それぞれ厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社では家族に関して、勤務実態と異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、「給料は、父親から小遣いのようにしてもらい、厚生年金保険料が控除されていたか分からない。」と供述しており、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②及び③について、複数の同僚の証言、申立人が提出した写真及び事業所のり災証明書により、期間の特定はできないものの、申立人がB社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「昭和44年生まれの次男を被扶養者とした保険証を使い、生後間もなくD病院（現在は、E病院）に入院し、その後、F病院（現在は、G病院）にも通院していた。」と供述しているところ、申立人の次男が受診したE病院及びG病院は、「当時のカルテは残っていない。」と回答していることから、申立期間③における健康保険被保険者証の使用状況について確認することができない。

また、今回新たに提出された写真及び事業所のり災証明書からは、申立期間②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

これらのことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。